

佐賀県物品購入等契約に係る入札参加資格停止等の措置基準 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期間の決定方法等) 第<u>1</u>条の<u>2</u> 条文 略</p> <p>(期間の加算) 第<u>2</u>条 条文 略</p> <p>(加重等の順序) 第<u>2</u>条の<u>2</u> 条文 略</p>	<p><u>(措置要件の適用基準)</u></p> <p><u>第2条 措置要領別表第2第10号の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。</u></p> <p><u>なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。</u></p> <p><u>(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</u></p> <p><u>(2) 県物品購入等に関して著しく信頼関係を損なう行為があった場合</u></p> <p><u>2 前項の「県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合」とは、次の各号いずれかの事例に該当する場合をいう。</u></p> <p><u>(1) その行為により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者が、有資格業者の代表役員等又は一般役員等である場合</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる場合の他、極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、入札参加資格停止を行う必要があると知事が認めた場合</u></p> <p>(期間の決定方法等) 第<u>3</u>条 条文 略</p> <p>(期間の加算) 第<u>4</u>条 条文 略</p> <p>(加重等の順序) 第<u>5</u>条 条文 略</p>

(措置の初日)

第3条 条文 略

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 22 日から適用する。

この基準は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 5 年 4 月 21 日から適用する。

(措置の初日)

第6条 条文 略

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 22 日から適用する。

この基準は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 5 年 4 月 21 日から適用する。

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。